新潟市立沼垂幼稚園預かり保育実行委員会規約

　（設置）

第１条　新潟市立幼稚園預かり保育実施要綱第２条の規定に基づき、新潟市立沼垂幼稚園　預かり保育実行委員会（以下「実行委員会」という。）を新潟市沼垂幼稚園に設置する。

　（目的）

第２条　本会の目的は、新潟市教育委員会が定める新潟市立幼稚園預かり保育実施要綱に　基づき、新潟市立沼垂幼稚園における預かり保育の運営にあたることとする。

　（委員）

第３条　本会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

（１）沼垂幼稚園長　　　　　　　　　　　　　１名

（２）沼垂幼稚園教頭　　　　　　　　　　　　１名

（３）預かり保育を利用する保護者の代表　　　１名

（４）沼垂幼稚園ＰＴＡ会長　　　　　　　　　１名

（５）沼垂幼稚園後援会員　　　　　　　　　　１名

（６）沼垂幼稚園預かり保育指導員の代表　　　１名

（７）ＰＴＡ会計担当　　　　　　　　　　　　１名

　（役員）

第４条　実行委員会に、次の役員を置く。

（１）委員長（園長）　　　　　　　　　　　　１名

（２）副委員長（ＰＴＡ会長）　　　　　　　　１名

（３）会計（ＰＴＡ会計担当）　　　　　　　　１名

（４）会計監査（ＰＴＡ会長と後援会員）　　　２名

２　委員長は実行委員会を代表し、会務を掌理する。

３　役員は委員の互選によって選出する。

　（委員及び役員の任期）

第５条　委員及び役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

１　委員及び役員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

　（会議）

第６条　実行委員会は、委員長が招集し、議長となる。

　（事業）

第７条　本会は、年度ごとに、預かり保育の事業計画及び収支予算書を策定し、預かり保　育の運営にあたる。

２　事業を実施するにあたり、預かり保育指導員を採用する。採用にあたっては、候補者　名簿を作成する。

（預かり保育指導員）

第８条　預かり保育指導員は、原則として参加園児５名まで１名を配置する。

２　預かり保育指導員の資格については問わない。だだし，子どもが好きで子どもの遊びを支えることができると園が認めた者とする。

（対象と預かり保育料））

第９条　預かり保育を利用する保護者は、預かり時間を最低１時間からとし、保育料は以下の通りとする。

①１時間以内　　　　７５０円

②１時間３０分　　　８５０円

③２時間　　　　　　９５０円

④２時間３０分　１，０５０円

２　預かり保育指導員の報酬は時給８５０円とする。

３　キャンセルは前日の午前中まで受け付ける。当日キャンセルの場合、キャンセル料は予約申し込みの時間分の負担額とする。

（会計）

第１０条　預かり保育実施にかかる所要費用は、預かり保育料収入によって賄う。

２　会計に過不足が生じた場合は、実行委員会で協議し調整する。

３　本事業の現金出納にあたっては、実行委員会が現金出納簿等必要な帳簿を常備し、適正な管理、執行を行う。

４　当該年度の事業完了後、速やかに事業報告及び収支決算書を策定し、保護者に対し、収支決算報告を行う。

５　本事業の会計は、預かり保育事業会計とし、園の徴収金会計、その他会計とは別に行うものとする。また、これに伴う経費出納のための預金口座も別に設定するものとし、実行委員長の私印をもって出納を行う。

６　本事業の会計事務は、実行委員長が最終の責任者として、これにあたるものとする。

（その他）

第１１条　この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は実行委員会が別に定める。

　　附則

　この規約は平成１７年７月２１日から施行する。

　規約改正　平成１８年４月１７日

　規約改正　平成２４年３月１４日

規約改正　平成２６年４月１６日

規約改正　平成２８年２月２４日

規約改正　平成３１年１月２８日